

川崎市上下水道局水道事業及び工業用水道事業における電気・機械に係る技術・技能継承検討部会設置要綱

(平成21年12月22日21川水総総第1469号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局人材育成推進委員会要綱第5条の規定に基づいて設置する水道事業及び工業用水道事業における電気・機械に係る技術・技能継承検討部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、上下水道局における電気職及び機械職の技術職員並びに電気工事及び機械操作に従事する技能職員及び業務職員に求められる技術及び技能の継承のために必要な方策について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、水管理センターの水道施設管理担当の担当課長をもって充てる。
。

3 部会員は、水運用センター所長、浄水課長、生田浄水場長及び庶務課長をもって充てる。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
3 部会長が不在のときは、部会員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

4 部会において必要があると認めるときは、部会長は部会員以外の関係職員に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会において検討を行った結果について、川崎市上下水道局人材育成推進委員会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、庶務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。